平成２４年（フ）第５４０号
千葉県松戸市稔台１丁目21番地の１　あかぎハイツ508号
債務者　金井　雪路
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２４年（フ）第２５４号
和歌山市塩屋３丁目４番６号　メゾンアルバ・ソーレ105号
債務者　蔵本　美香（旧姓林）
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２４年（フ）第２６４号
和歌山県有田市山地57番地　長寿荘
債務者　御前　喜嗣
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２４年（フ）第２７５号
和歌山県岩出市高塚51番地の１　ロイヤルマンション305号
債務者　古川　増行
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２４年（フ）第２３号
長崎県対馬市厳原町東里223番地39、前住所長崎県対馬市厳原町桟原59番地　ハイム渕上102号
債務者　阿比留哲也
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係
平成２４年（フ）第２４号
長崎県対馬市厳原町東里223番地39、前住所長崎県対馬市厳原町桟原59番地　ハイム渕上102号
債務者　阿比留春美
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係
平成２４年（フ）第２５号
長崎県対馬市厳原町田渕790番地
債務者　阿比留信雄
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係
平成２４年（フ）第６８３号
神戸市灘区大内通２丁目４番21―204号
債務者　頼政タクシーこと　金杉　光豊
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２４年（フ）第６８４号
神戸市灘区大内通２丁目４番21―204号
債務者　金杉　和子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２４年（フ）第７７号
福島市南矢野目字小泉１番地の18
債務者　加藤亜希子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
福島地方裁判所
平成２４年（フ）第８３号
福島県伊達市梁川町字町裏59番地２
債務者　渡邉　信男
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
福島地方裁判所
平成２４年（フ）第５２号
青森県北津軽郡板柳町大字常海橋字平塚125番地４
債務者　葛西　友生
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係
平成２４年（フ）第５４号
青森県五所川原市若葉１丁目６番３号
債務者　新岡　国昭
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係
平成２４年（フ）第５５号
青森県五所川原市若葉１丁目６番３号
債務者　新岡キヨヱ
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係
平成２４年（フ）第６５号
青森県北津軽郡鶴田町大字木筒字上柳川43番地１　鶴寿団地52号
債務者　柏崎　幸美
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係
平成２４年（フ）第９９号
山口県防府市国衙３丁目３番36―１号
債務者　有冨　千恵
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係
平成２４年（フ）第９４１９号
東京都目黒区鷹番２丁目16―６　加藤方
債務者　藤元久美子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部